

パブリックコメント手続の実施結果について、下記のとおり報告します。

計画等の案の名称	行政サービスの利用料金（使用料・手数料）の見直し案
提出された意見等の件数	22件

提出された意見等の要旨		意見等に対する考え方
1	<p>【4ページ】 利用料金の算定の考え方（公共施設の利用）に賛成する。 長期的な健全な市政運営に必要であり、3年ごとの見直しも含め確実に進めるべきである。</p>	<p>賛成意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>【5ページ】 利用料金（証明書等の発行）は、他の自治体との比較及び原価の上昇分の反映を含め、見直しに賛成する。</p>	
3	<p>料金算定の考え方は抵抗なく理解できた。 受益者負担のあり方、見直しの上限も常識的だし、3年ごとの見直しも妥当で、微調整を図りながらいい方向に進めていただけたらいいと思う。</p>	
4	<p>人件費を含め諸物価の高騰を考えると素案の利用料金の金額で妥当である。 提案①セルフ出力の推奨 コンビニにある出力機での「住民票」の取得を周知する。（窓口交付よりも、コンビニ交付の料金を100円安く設定する。） 提案②定額制サービスの導入 杉村惇美術館の利用料金も値上げされるようだが、現在、年会費1,500円で常設展へは何回入場してもフリーで入場できる。お得感もあり、リピーターも増えて良いと思う。市民プールなどにも導入してみてもどうか。</p>	<p>提案①についてですが、コンビニ交付については、デジタル化や非対面、窓口の混雑緩和など、市民の利便性の向上が期待されるものと考えられますので、当分の間、窓口交付の手数料よりも100円安く設定することを検討してまいりたいと考えています。 提案②についてですが、塩竈市温水プールでは、1か月及び3か月の間、利用回数・時間無制限で利用できるフリーパス券制度があります。今後、広く市民に周知してまいります。</p>
5	<p>応分の受益者負担は必要で、利用料金の見直しは実施すべきものとする。また、長年にわたり、利用料金の見直しをしてこなかったことを考慮すれば、激変緩和措置も過剰であってはならず、現行料金の1.5倍がはたして、適正かつ必要なのか、再検討が必要である。 各種証明書の発行は、一般市民に適用する料金と事業者向けに適用する料金を別に設定してはどうか。激変緩和措置の適用について営利業者を除くなど、再検討が必要ではないのか。</p>	<p>利用料金が急激に上がってしまうと、市民、事業者を問わず、利用者にとって過度な負担となってしまう可能性もあり、一定の配慮が必要と考え、激変緩和措置により一定程度、抑制するという考え方を採っています。激変緩和措置について、現行料金の1.5倍を上限としたのは、利用料金の見直しを行っている自治体の多くが1.5倍としているため、本市においても、これに倣った取扱いとしているものです。 ただ、今回1回限りの見直しではなく、今後は、3年ごとに見直しをしていく方針でありますので、動向を見据えながら議論していくことが重要であると考えています。</p>

	提出された意見等の要旨	意見等に対する考え方
6	<p>月見ヶ丘霊園清掃料については、見直しが必要と考える。ただし、これまでの環境整備について検証した上で、アンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握しておく必要がある。</p>	<p>利用者ニーズの把握については、複数の手法が考えられることから、アンケート調査なども含め、今後、適時適切に検討してまいります。</p>
7	<p>行財政改革による努力を行った上で、「やむを得ず」利用料金による収入増を図りたいという意図は十分に理解できる。しかし、適切な利用率や望ましい料金収入の割合などの目安すら示さずに、料金等の徴収に馴染まない部分も含め、経費のすべてを利用者に負担してもらうということは、自治体としての役割を放棄したものとしかいかいえず、見直しのコンセプトとしては到底受け入れられるものではない。</p> <p>今回の説明の基本的な考えをいったん放棄し、例えば、シンプルに「他自治体と比較して料金の低い部分の均衡を図る」を基本コンセプトとしてはどうか。他自治体の状況を調査比較した上で、結果的に概ね1.5倍の料金が妥当という考え方であれば、理解が得られるのではないかと。</p> <p>また、提案として、「営利目的」の料金を最大値として、「入場料の徴収」については、営利目的だけでなく、趣味のサークルなどが入場料を徴収する場合など、更に細分化してはどうか。利便性の向上が図られるのではないかと。</p> <p>住民票については、本市と多賀城市を除き、県内他市は300円なので、300円にすることであれば、理解が得られやすいのではないかと。ただし、本市の場合、世帯4人までを1通としており、4人増すごとに200円加算される。今回の見直しではこの部分に触れていないが、この加算分を200円から300円に見直すとしたら、県内で一番高い手数料となることに注意してほしい。</p> <p>証明書を手書きで作成する時代ではないので、他自治体同様、一律に1通300円として、コンビニ交付については、当分の間、100円引きの200円に据え置いてはどうか。</p>	<p>これまで消費税改正に伴うもの以外、大きな見直しを行っていない状況であり、特定のサービスを受ける方にその受益に応じた負担をしていただくという「受益者負担」の考えに方に基づくほか、他自治体の事例を参考に見直しを進めています。</p> <p>料金の細分化や住民票の加算については、他自治体の動向を踏まえて、適切に判断してまいります。</p> <p>また、コンビニ交付については、デジタル化や非対面、窓口の混雑緩和など、市民の利便性の向上が期待されるものと考えられますので、当分の間、窓口交付の手数料よりも100円安く設定することを検討してまいりたいと考えています。</p>
8	<p>月見ヶ丘霊園の永代使用料収入の取扱いについて、収入の一部を大規模改修のための積立金とするなど、収入の大小にかかわらず、使途・目的が明確なものは特別会計としてはどうか。</p>	<p>現行、月見ヶ丘霊園についての収支は、一般会計において適切に区分経理しています。今後も、使途・目的を明確にしなが、事業管理に努めていきたいと考えています。</p>

	提出された意見等の要旨	意見等に対する考え方
9	<p>月見ヶ丘霊園の敷地内の歩道整備のあり方について、毎年春・秋のお彼岸時期やお盆時期に行う除草作業のコストを縮減するため、歩道や法面等について、防除処理を行ったり、恒久的に水はけの良い塗装敷にし、作業の効率化を図ってはどうか。</p>	<p>除草作業の効率化を含め、霊園管理コストの縮減について引き続き努めてまいります。</p>
10	<p>施設別の光熱水費等や1月当たりの利用人数など、ランニングコストの内訳を公開すべきである。利用料金の見直しに必要な意見や改善すべき点において、施設ごとの特異性が見えてくる。資料作成や公開すべきデータに工夫してもらえればよかった。議会説明にも必須かと思う。</p>	<p>施設のランニングコストの内訳と1月当たりの利用人数について、ホームページに掲載しています。（下記リンクから参照できます。）</p> <p>【公共施設】1年間当たりの運営経費（ランニングコスト）の内訳</p> <p>【証明書等の発行】1年間当たりのサービス提供経費の内訳</p>
11	<p>利用料金の見直しの前に、施設の備品リストを整備すべきである。公民館の利用者から、貸出備品（詳細）のリスト化を要望する声が上がっていることを把握しているか。料金見直しと併せて急務ではないか。</p>	<p>施設の貸出備品については、リスト化し、施設ごとに保管していますので、貸出備品の詳細については、各施設にお問い合わせ下さいますようお願いします。併せて、ホームページなどへの掲載について検討してまいります。</p>
12	<p>社会教育団体に対する減免制度は、公民館教室を受講した利用者が組織した任意団体の財政負担の急変を緩和するために制度化されたものと聞き覚えしている。また、社会教育団体の認定は、団体の財務体質が安定するまでの期間に限って行われるものと認識していたが、この点の認定基準の見直しも必要かと思う。</p>	<p>本市の社会教育振興のため、社会教育に関する事業を主たる目的とし、地域文化、教育およびスポーツの振興ならびに生活文化の向上のため、自主的かつ自立的に活動する団体を社会教育団体として認定しており、認定の有効期間を2年間としています。社会教育団体については、負担の公平性を図るためにも、認定基準とともに減免のあり方についても見直しに取り組んでまいります。</p>
13	<p>市民以外の利用料金について1.5倍とすることを検討しているとあるが、市民かどうかの確認をどのように行うのか。身分証明書を提示させるのか、それとも自己申告か。自己申告とする場合は、正直に申告する人とならない人で不公平が生じる制度である。手間がかかるだけでメリットがない。また、市外の方の利用料金を1.5倍にするのではなく、普通は、市民の方は市外の方より割り引くという言い方にするのではないか。</p>	<p>利用者から提出される施設の利用許可申請書に記載している情報などによって、確認することを想定しています。</p> <p>公共施設の運営経費の多くが市民負担で賄われていることを踏まえ、市民利用と市外利用とで料金差を設けることは、一定の合理性があるものと認識しているとともに、こうした料金体系を採用している自治体も多くみられます。</p>

	提出された意見等の要旨	意見等に対する考え方
14	<p>冷暖房費の設定について、エアコンを利用したかどうかは、利用者の自己申告によるしかない施設もある。また、利用料金を前払したり、見積をした場合も、当日の天候などによりエアコンを利用するかどうか分からないこともあり、利用料金の計算を複雑にするだけである。</p>	<p>冷暖房については、利用者によって利用する場合と利用しない場合があるため、受益者負担の適正化の観点から、会議室等の利用料金とは別に実費相当額を設定しています。 なお、指定管理施設については、冷暖房の利用有無の確認方法など、指定管理者と協議の上、調整してまいります。</p>
15	<p>住民票の発行など、一律に利用料金を見直すのではなく、コンビニ等、機械（自動化）で発行するのは現行料金のまま据え置き、窓口などで有人対応の場合のみ値上げするのが妥当ではないか。</p>	<p>コンビニ交付については、デジタル化や非対面、窓口の混雑緩和など、市民の利便性の向上が期待されるものと考えられますので、当分の間、窓口交付の手数料よりも100円安く設定することを検討してまいりたいと考えています。</p>
16	<p>【2ページ】 「不足分については、サービスを利用していない方を含む市民全体で負担している状況にあり、サービスを利用する方と利用しない方との間に不公平が生じています。」とあるが、この考え方・捉え方に賛成できない。</p>	<p>公共施設の運営経費や証明書の発行などの経費は、料金収入のみでは不足しており、税金など公費で賄われていることから、サービスを利用していない方の負担が一定程度発生しています。 サービスを利用する方と利用しない方という形で整理させていただいたのは、施設やサービスの財政状況について、できるだけ分かりやすくお伝えするためです。 今後も、市民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</p>
17	<p>【22ページ】 温水プールは子どもたちが使う場なので、利用料金を上げないで欲しい。</p>	
18	<p>【22ページ】 温水プールの利用券（一般・学生）について、520円から780円への値上げ（+260円）は高すぎると思う。親子での利用になると負担になる。値上がりすると近隣の類似施設へと人が流れ、利用者が減って、さらに赤字になると思う。もっと多くの人に利用してほしいのであれば、値上げはしないでほしい。せめて同じ値段で、利用上限を3時間から2時間にしてほしい。</p>	<p>物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、一定程度、利用料金の見直しを進めていく必要があると考えています。 利用者が減って、さらに赤字になってしまうことのないよう、施設のあり方についても併せて検討してまいります。</p>

	提出された意見等の要旨	意見等に対する考え方
19	<p>みなと祭など様々な魅力的なコンテンツがある中、経済の振興等を通じて税収の増加こそ目指すべき道である。そうした道筋を示し、活気のある塩竈を取り戻す施策が必要と考える。収入不足を市民に押し付ける軽率な見直しではないか。</p>	
20	<p>利用料金の見直しの検討自体は否定しないが、街を歩くとあの店この店が店を閉じ、シャッターを下ろし、高齢家庭は、遠くまで歩いて買い物に行かざるを得ない状況である。</p> <p>こうした状況を見ると、市の財政、そのものをはじめ、市政全般をどうするかが問われていると考える。この落ち込みの原因は何なのか。何をどうすれば明るい展望が開けるのか、今こそ、より根本的な検討と対策が求められていると考える。</p>	<p>塩竈に住んでいる方や活動している事業者など、一人でも多くの方に本市が目指す都市像である「海と社に育まれる楽しい塩竈」を実感していただけるように力を尽くしていくことが市役所の役割であると考えており、塩竈市の魅力的かつ豊富なコンテンツを積極的に活かしていく必要があると認識しています。引き続き、一つ一つの事業にしっかり取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>そうした理念を掲げながらも、物価高騰等にも向き合っていく必要があり、適切に対処していくことと合わせ、負担の不公平が生じている状況の中、利用料金の見直しについて、これ以上先送りできない案件でもありませんので、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。</p>
21	<p>何でも値上げすればよいというものではないかと思う。これでは行政サービスが低下するのではないか、循環バスもそうだ。</p>	<p>光熱費や食料品・日用品などの物価高騰の中、利用料金についても見直しせざるを得ないことは、大変難しい判断が迫られる事項であると認識しています。</p> <p>しかしながら、行政サービスに要する経費もまた、民間サービスと同様、物価高騰の影響を受けている状況であり、一定程度、利用者の皆様に御負担をいただかざるを得ない状況です。</p> <p>料金収入で経費を賄っていない現状にもあることから、適切な見直しを行い、状況を是正していくことが重要であると認識しています。</p>

提出された意見等の要旨	意見等に対する考え方
<p>22 公共施設は、憲法上保障された「健康で文化的な生活」を送るために必要である。利用料金が上がれば、利用を控える人が出てくるかもしれないので、値上げに反対である。公共施設は、税金で建てられた施設であり、使いやすくすることこそが市の役割だと思ふ。利用している人と利用していない人を対立させるような資料の提示に大変驚いた。私は、健康診断の時しか体育館を利用しないが、利用している市民のために税金が使われているから、利用料金を高くした方がよいなどと思つたことはない。むしろ利用料金を安くして、使いやすくした方が良く思っている。</p> <p>証明書の交付を受けるのは、市民の権利であり、必要な時に証明書を受け取れるようにするのは、市役所の役目である。証明書の発行に「受益者負担のあり方」という言葉は妥当でない。</p> <p>施設は市民の財産であり、公務員は全体の奉仕者である。市民は、税金をそれぞれ十分に払っていると思ふ。市は、市民に負担を強いるのではなく、国や県に支出金の増額を要望し、経費を賄うようにすべきである。市の職員には、どんな状況でも憲法を拠り所に仕事をしてほしいと思ふ。</p>	<p>利用料金の見直しによって利用を控える人が出てこないよう、公共施設のあり方についても、検討を行つてまいりますとともに、各施設の財政状況について、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>また、受益者負担の考え方は、特定の行政サービスの利益を享受する受益者がその費用を負うべきという原則を指しており、公共施設の利用や証明書の交付などの利用料金の設定にあたっては、一般的かつ重要な考え方の一つであると認識しています。</p>